令和７年４月１日～

家庭用防犯カメラ設置費補助金 始まります！

犯罪を未然に防止するため、町内の住宅等に家庭用防犯カメラを設置したかたに対し、**費用の一部（最大２万円）を補助**します。

◆ 制度の概要

対象となる防犯機器	◎必須となる防犯機器 ・家庭用防犯カメラ ※家庭用防犯カメラを設置している旨の表示が必要となります。 〇防犯カメラと併せて設置することで対象となる防犯機器 ・センサーライト ・センサーアラーム ・その他防犯設備（町長が認めるもの） （例）録画機能付きドアホン、面格子 防犯砂利、ダミーカメラ等 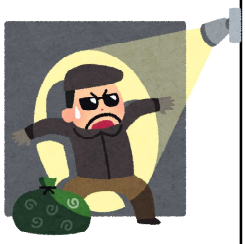
設置条件	自己の居住する住宅及び自己の所有する事業用施設に設置したもの ※農業用ハウスや車庫、駐車場など設置場所は幅広く対象となります。
補助金額	対象となる防犯機器の購入費、設置費及び家庭用防犯カメラを設置している旨の表示に係る経費に要した費用の２分の１以内の額で、上限２万円。 ※補助金額の上限内であれば、複数の防犯機器を併せて申請することもできます。

◆ 補助対象者

- レ 板倉町に居住し、板倉町の住民基本台帳に記録されているかた
- レ 家庭用防犯カメラを設置する住宅等所有者又は所有者の同意を得ているかた
- レ 町税を滞納していないかた

※１世帯につき１申請のみ対象となります。
※この補助金を受けてから５年経過した後は、機器の更新や追加が必要な世帯は、再度申請することができます。

※裏面も必ず確認してください。

◆ 申請の方法

家庭用防犯カメラを購入した日（設置をした日）から１年以内に、下記の書類を整えて、総務課安全安心係まで提出してください。

提出書類	注意事項
１　申請書兼実績報告書	町ホームページからダウンロード又は総務課安全安心係の窓口で配布
２　領収書の写し	対象機器の品名及び販売店等が記載されており、これを購入又は設置したことを証するもの
３　設置状況が分かる写真等	設置前・設置後、写真の提出のほか撮影画像の確認ができるもの
４　住宅等所有者の同意者	住宅等所有者以外が申請する場合（町ホームページからダウンロード又は総務課安全安心係の窓口で配布）

※その他の書類を求める場合もありますので、あらかじめご了承ください。

◆ 順守事項

補助金を受けて家庭用防犯カメラを設置する際は、次の事項を守ってください。

（１）不必要な個人の映像を撮影しないよう、住宅等の敷地内を主として撮影するよう撮影範囲に留意する。

（２）やむを得ず撮影範囲に隣家が含まれる場合は、当該隣家に居住する者の承諾を得る。

（３）家庭用防犯カメラでの撮影は、犯罪発生の抑止のために行い、録画された映像データから知り得た情報は外部に漏らさない。

（４）家庭用防犯カメラの設置及び運用に関して苦情や問合せを受けた場合は、責任をもって誠実に対応する。

（５）捜査機関から犯罪捜査のため映像の提供を求められた場合は、映像の提供にに協力する。

（６）家庭用防犯カメラは、補助金の交付決定を受けた日から起算して５年間は、この目的に反して譲渡、売却、貸付け及び廃棄等の処分をしない。

お問い合わせ
総務課安全安心係
TEL：８２－６１２３